

退職給付債務を割引計算する根拠は、金銭的時間価値(貨幣の時間価値)を反映することが目的の一つと解釈されています。この金銭的時間価値は、金銭が一定期間内に生み出す価値であり、一定期間経過後に増加する割合を意味しています。貸借対照表日から翌年度の貸借対照表日まで、増加する割合が割引率の根拠になると考えられます。

会計上は、割引を反映した退職給付債務をもとに、退職給付引当金を計上する取り扱いです。会計上の健全性を確保するために、当該引当金に対して貸借対照表の資産側で何かしらの資産を充当しているとみなす()ことが妥当と考えます。その場合、一定期間内に資産と負債の整合性を確保するために貨幣の時間価値の変動による差分を発生させないように、当該充当している資産の増加割合に応じて、割引率を決定すべきと考えます。この場合、割引率を負に設定することは、引き当てた資産が減少する前提となります。

引き当てた資産をすべて10年国債で賄っている場合は、最近のマイナス利回りの状況から、資産が減少することが妥当と考えられますので、割引率もマイナスを認めるべきと考えます。例えば、資産の増加割合の見込みが0.1%ですと、1年後に1000万円の退職金を支払うために $1000 \div (1 - 0.1\%) = 1001$ 万円の資産を引き当てておく必要があります。利息費用は1万円になります。逆に、引き当てた資産を何かしら増加が見込める資産で賄っていた場合は、逆に割引率にはマイナスは認めるべきではないと考えます(負債の過大評価になります)。

また、割引率は「期末における安全性の高い債券の利回り」としてリスクフリーレートを参考にしていると解釈されます。しかしながら、最近のマイナス利回りの状況等、そもそも10年国債を無リスク資産とすること()が妥当とは言い難い状況です。企業がリスク回避の行動をとる前提では、全ての企業に適用する基準としては、割引率はマイナスではなくゼロ以上とすることが妥当と考えます。

上記の視点は様々な意見があると思いますが、公開草案への意見の一つとしていただければ幸いです。

(当意見は提出者個人の見解であり所属する団体等とは関係ありません。)

以上

2017/2/7

関口幹夫